

ギャラリーの利用について

○展示内容

世界各国の文化や国際交流の写真や絵画などを、以下の条件で展示することができます。

- ①公序良俗に反しないもの
- ②特定の宗教、政治でないもの
- ③営利目的でないこと

○展示場所

川崎市国際交流センター 1 階・ギャラリー

○申請について

利用申請書に必要事項を記入し、川崎市国際交流センター長へ提出する。

○展示期間

原則 1 ヶ月程度。(搬入・搬出を含む)

○利用料

無料

○搬入および搬出

展示物の搬入、搬出はセンターの開館時間内に行う。

○展示について

- ・申請者が展示および撤去を行う。
- ・展示については、センターのきまりに従うこと。
- ・展示中における展示物の破損・紛失などの事故については、当センターでは責任を負いません。
- ・展示物の販売・募金箱の設置などはできません。

○展示の中止

展示内容が当センターの趣旨に合わない場合は、センター長は中止することができる。

○注意事項

- ・展示及び搬出・搬入の際は、センター利用者の出入りを妨げないようにしてください。
- ・展示品は、破損・汚れの可能性がありますので貴重品は展示しないでください。

— 申し込み・お問い合わせ —

川崎市国際交流センター（指定管理者 公益財団法人川崎市国際交流協会）

〒211-0033 神奈川県川崎市中原区木月祇園町 2 番 2 号

川崎市国際交流センター内 1 階事務室 総務課